

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月20日
【会社名】	タカラバイオ株式会社
【英訳名】	TAKARA BIO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 仲尾 功一
【最高財務責任者の役職氏名】	専務取締役 浜岡 陽
【本店の所在の場所】	滋賀県草津市野路東七丁目4番38号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長仲尾功一および専務取締役浜岡陽は、当社の財務報告に係る内部統制の整備および運用の責任を有しております。当社は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備および運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定形的な取引等には必ずしも対応しない場合等があり、そのため財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、事業年度末日である2025年3月31日を基準日として、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施いたしました。

当社は、財務報告に係る内部統制の有効性の評価にあたり、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社および連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的および質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、会社および連結子会社5社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスにかかる内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社3社については、財務報告に対する金額的および質的影響の重要性並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

試薬の製造・販売や再生医療等製品関連受託サービス、遺伝子解析・検査関連受託サービス等といった受託事業を中心とした当社グループにおいては、売上高および棚卸資産が事業活動の規模を表す指標として最も適切な指標と判断しており、業務プロセスにかかる内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の評価結果が良好であることを踏まえ、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）および棚卸資産の金額が高い拠点から合算し、連結財務諸表における同指標のおおむね3分の2程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、試薬の製造・販売や受託事業を行う当社の企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高および棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とし、さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測をともなう重要な勘定科目にかかる業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業または業務にかかる業務プロセスとして、のれんおよび無形資産の評価プロセス等を財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、当事業年度末日時点の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたします。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。